



今之浦公園・市有地の整備が始まります

問 都市整備課（西庁舎1階） ☎ 0538-37-4806 FAX 0538-37-8690

今之浦公園・市有地整備イメージ図



どんな公園になるの？

今之浦公園 《リニューアル》

憩いとふれあいのゾーン

- ▶ 利用者の安全性などを考慮し、樹木の伐採・剪定を行います
- ▶ 広い芝生広場と健康遊具を設置します
- ▶ 現在の噴水施設を生かした水遊びのできるエリアを整備します

今之浦市有地 《新たに整備》

遊びと賑わいのゾーン

- ▶ イベントにも活用できるテント広場（30 ㍍×50 ㍍）と芝生広場を整備します
- ▶ 噴水広場、ふわふわ膜の遊具、0～3歳児向け遊具、大型複合遊具を設置します

いつできるの？

今年度から整備工事を行い、歩道橋部分とその周辺を除き来年3月末の完成を目指します。



人が育ち、新たな交流が生まれ、「まち」の活性化につながる拠点

今之浦公園の東側に位置する市有地は、これまで主に市民文化会館の臨時駐車場として利用されてきました。文化会館の移転が決まったことで、新たな活用ができることになりましたので、市民などのニーズを反映し、今之浦公園と合わせた整備に着手します。

安全で環境の良いまちづくりのために

ルールを守りましょう・補助金を活用しましょう

4メートル未満の道路に接して
門・塀・擁壁などを設置する
ためのルール

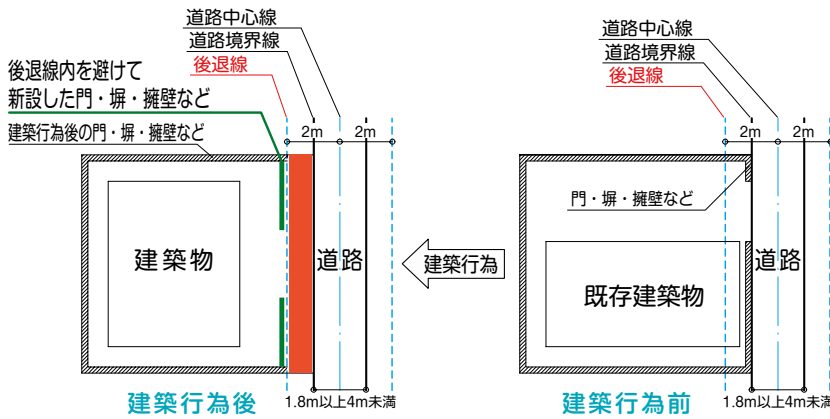
建築基準法は、建築する場合の最低限の基準を定めています。

建築物は、原則として幅員4メートル以上の道路に接している敷地にしか建築できません。しかし、幅員が4メートル未満でも法が適用される前から建築物が立ち並んでいる道（幅員1・8メートル以上4メートル未満）は道路とみなし、建築が可能となります。

この「みなし道路」は、道の中心線から両側にそれぞれ2メートル（道の反対側に河川・がけ地・線路敷地などがある場合は、河川などの境界から敷地側に4メートル）を道路境界（後退線）とし、その区域内に建築物だけでなく、門・塀・擁壁などを造ることも禁止されています。

安全で環境の良いまちづくりのため、このルールを守りましょう。

現在、後退線内に
門・塀・擁壁などがある場合



※道路境界線と後退線の間（後退線内）に門・塀・擁壁などの構造物がある場合は、建築行為を行う際に撤去しなければなりません

危険住宅の移転に
助成制度があります

がけ地近接等危険住宅移転事業

危険ながけ（傾斜が30度以上で、高さが2メートル以上に近接して建てている住宅を安全な場所に移転する費用の一部を補助する制度です。

▼対象

- 災害危険区域内の住宅
- 災害危険区域内の住宅で、区域指定前に建てられた住宅
- 防災工事が行われている区域を除く
- がけ条例で規制されている区域内の住宅
- 危険ながけに接していて、昭和29年3月以前に建てられた住宅
- 土砂災害特別警戒区域内の住宅
- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内で、区域指定前に建てられた住宅

補助金額

対象	補助限度額	
除却費	危険住宅の取り壊し費用に対して 97 万円 5 千円まで補助	①
建物助成費	移転先の土地購入 移転先の土地を購入するために金融機関などから借り入れをした場合、その利子に対して 206 万円まで補助	②
	移転先の敷地造成 移転先の敷地造成するために金融機関などから借り入れをした場合、その利子に対して 60 万 8 千円まで補助	③
	移転先の住宅建築（購入） 危険住宅に代わる住宅を建築（購入）するために金融機関などから借り入れをした場合、その利子に対して 465 万円まで補助	④

※建物助成費は借入金の利子に対する補助です。

イメージ

がけに近接した土地



①危険住宅の取り壊し



- ②移転先の土地購入
- ③移転先の土地造成
- ④移転先の住宅建築（購入）



がけから離れた土地

問 建築住宅課（西庁舎2階）

FAX 0538-3312050
TEL 0538-3714899



マイナンバーカードでマイナポイントをもらおう

問 総務課（本庁舎3階） ☎ 0538-37-4803 FAX 0538-37-4829

マイナポイントの 取得までの流れ



マイナンバーカードの申請は余裕をもって

マイナポイントとは、マイナンバーカードを取得し、マイナポイントを予約した人を対象に、キャッシュレス決済サービスでの買い物に使えるポイントを国が付与する仕組みです。

たとえば、ICカードに2万円のチャージ、またはキャッシュレスで2万円の買い物をすると、25%に当たる5千円分（1人当たり最大5千円分）のマイナポイントがもらえます。

マイナンバーカードの取得には、1カ月程度かかります。余裕をもって申請をお願いします。

よくある質問

- Q** マイナンバーカードでマイナポイントを予約するには？
- A** スマートフォンまたはパソコンから専用サイトにアクセスして、マイナンバーカードを読み取り、マイナポイントを予約します。
- Q** いつまでにマイナポイントを予約すればいいの？
- A** 令和2年8月末（予定）までに、マイナポイントを予約する必要があります。
- Q** マイナポイントはいつから使えるの？
- A** 令和2年9月から使える予定です。
- Q** パソコンからのご利用はカードリーダーが必要ですか？
- A** スマートフォンはカード読み取り対応機種に限ります。※パソコンやスマートフォンがない方は、市役所本庁舎・各支所でパソコンを利用することができません。



▲マイナポイント予約サイト

Q マイナポイントはどこで使えるの？

A ご自分で選択したキャッシュレス決済サービスに対応しているお店で使えます。

Q マイナンバーカードは買い物の際に必要なの？

A 買い物の際には必要ありません。



マイナンバーについての 問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

平日..

午前9時30分～午後8時

土・日曜日、祝日..

午前9時30分～午後5時30分



▲マイナンバーカード総合サイト

UIJターン就職情報を発信しています

☎ 経済観光課（西庁舎1階） ☎ 0538-37-4819 FAX 0538-37-5013

専用サイトから企業情報を発信！

開催を中止した「いわた・ふくろい就職フェア」に参加を予定していた企業の採用担当者や若手社員による自社PR動画や採用情報などを専用サイトに掲載しています。また、事前予約でキャリアカウンセラーによる面接練習や個別相談をウェブ上で行うことが可能です。詳しくは専用サイトをご覧ください。



◀専用サイト「磐田 de」

市では、磐田市で働きたい学生・若年者向けに、企業との就職マッチング支援「磐田市UIJターン就職促進事業」を実施しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国各地で就職関連イベントの中止が相次ぐ中、専用サイト「磐田 de」を活用した情報発信を強化しています。

磐田市で働きたいあなたを徹底サポート

保護者向け LINE公式アカウント開設！

保護者に対する情報発信を強化し、UIJターン就職を促進するため、保護者向けの就活情報配信LINE公式アカウントを開設しました。現在の大学生の就職活動の状況や就職活動のポイント、市内の企業が参加する就活イベント情報の配信など、保護者の方にも知っていただきたい内容をLINEメッセージでお知らせします。

登録方法：下記二次元コードから登録してください

問い合わせ先：磐田市UIJターン就職促進事業事務局

（受託企業）㈱東海道シグマ浜松支店

☎053-424-5121 FAX053-456-2159



◀保護者向け LINE公式アカウント

早期化・長期化する学生の就職活動では、保護者の協力が大変重要です。専用サイト内に保護者向けのページを追加し、保護者に向けた学生の就職活動に関する情報の発信にも力を入れています。ぜひご覧いただき、就職活動にお役立てください。

就活生の保護者の皆さまへ



後期高齢者医療に加入の方へ

健康増進課（iプラザ3階）

☎ 0538-3712011
FAX 0538-3514586

「一日人間ドック」の助成を始めました

令和2年5月1日から後期高齢者一日人間ドック（後期高齢者医療総合健康診断）の助成が始まりました。

対象医療機関・健診料金

- ▼対象者
 - ・市内在住で75歳以上の方
 - ・市内在住で認定後期該当の方
 - ▼助成金額
 - 健診料金に対し1万5千円
 - ▼助成の受け方
 - ①健康増進課へ申し込み
 - ②市から自宅へ受診券が届く
 - ③希望の医療機関へ日時の予約
 - ④市から届いた受診券を持って医療機関で一日人間ドックを受ける
- ※後期高齢者健診（開業医健診）との併用はできません

▼申込方法
電話または郵送、FAXで健康増進課（〒438-0077 国府台57-17）へ。

医療機関名	料金（税込）
磐田市立総合病院	40,390円
聖隷健康診断センター	41,800円
聖隷予防検診センター	41,800円
遠州病院健康管理センター	35,200円
新都市病院予防健診センター	36,000円

※新型コロナウイルス感染症の影響のため受診の可否については、各医療機関へ直接お問い合わせください

「骨髄ドナー」への助成制度

健康増進課（iプラザ3階）

☎ 0538-3712011
FAX 0538-3514586

命のボランティアへの応援を始めました

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で、骨髄などを提供したドナーに助成金を交付します。

- ▼対象者／次の全てを満たす方
 - ・骨髄などの提供日に磐田市に住所がある方
 - ・他の同様の趣旨の助成金を受けていない方
 - ・市税を完納している方
- ▼助成金額
 - 骨髄などの提供にかかる通院、入院および面接に要した日数1日に付き3万円を助成します。ただし1回の提供に付き7日間を限度とします。（上限21万円）
- ▼申請方法
 - 骨髄などの提供を完了した日の翌日から1年以内に次の書類をそろえ、健康増進課に提出してください。

①骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書

骨髄バンクに関するお問い合わせ先

西部健康福祉センター
☎ 0538-3712253
日本骨髄バンク
☎ 03-5280-1789

※申請書および請求書は、健康増進課窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください

- ②骨髄バンクが発行した骨髄などの提供が完了したことを証明する書類（通院、入院および面談の日数が確認できるもの）
- ③請求書



樹木所有者の皆さんへ

（問）道路河川課（西庁舎2階）

☎ 0538-3714808
 FAX 0538-3213948

道路に張り出している樹木などの適正な管理を

個人の所有地から道路に樹木や生垣、草などが張り出し、車両や歩行者などの通行の妨げとなっている箇所が見受けられます。それらが原因となり車両や歩行者などに事故が発生した場合は、樹木の所有者が責任を問われることがあります。所有する樹木などの適正な管理をお願いします。

作業時の注意事項

- ①電線や電話線がある箇所の作業は、事前に最寄りの中部電力(株)営業所またはN.T.T支店に連絡し、作業を行ってください
- ②作業時は、通行する歩行者や自転車などの安全確保と、樹木からの転落などに十分ご注意ください



磐田市危険木除去事業費

補助制度のご案内

樹木の所有者に対し、倒木により道路交通の危険となる恐れがある樹木を根元から除去するのに掛かった費用を補助する制度です。申し込みなど詳しくは、道路河川課へお問い合わせください。

▼対象となる樹木

木の高さがおおむね10m以上、かつ幹の太さが胸高で20cm以上ある樹木で、倒木により交通の支障となる恐れのあるもの。

▼補助金額

経費の2分の1以内で上限20万円

▼注意事項

- ・剪定や枝払いは対象となりません
- ・除去作業後の申請は受け付けていません。事前に道路河川課へ対象の可否について確認後、申請してください

情報公開制度を活用の方へ

（問）市民相談センター（本庁舎1階）

☎ 0538-3714746
 FAX 0538-3912262

より開かれた市政を目指して

情報公開制度とは

情報公開制度とは、市民参加による開かれた市政を推進するため、市が管理している公文書を請求などに基づき公開するものです。この制度により、市では市政に対する市民の信頼性確保や市政の透明性向上、市民参加の充実に努めています。

令和元年度の請求などの件数は878件でした。公文書は公開が原則ですが、法律で公開が禁止されているものや個人を特定できる情報（個人情報）など、公開できないものもあります。

公文書を請求できる方

- ◎市内に住所のある方
- ◎市内に事務所、または事業所がある個人および法人、その他の団体
- ◎市内の学校や事業所などに通学または通勤している方
- ◎市が行う事務事業に具体的な利害関係のある方

これら以外の方から公開の申し出があった場合は、できる限り対応するよう努めています。

公開の手続き

所定の書式（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入の上、市役所本庁舎1階の市民相談センターへ請求または申し出をしてください。原則として請求などの日から15日以内に公開するかどうかを決定し、ご連絡します。

手続きや閲覧は無料ですが、写しの交付を希望される場合は、費用が必要となります。

なお、請求に対し公開しないとの決定には、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

